

◎新潟県告示第1187号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（数値図化（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間 令和3年9月4日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域 高田河川国道事務所管内（姫川）